

全自日産分会関連年表 全自・日産 53 年争議を中心に

月日	動き
1946 年	
2 月 19 日	日産重工業従業員組合（以下日産従組と略す）結成大会。
8 月 9 日	会社と日産従組との間で労働協約、労働協議会規約を締結。
11 月 8 日	トヨタコロモ労組、総会で全日本機器への加入を保留し、自動車単産の結成の方針を決定。
10 月 25～26 日	全日本機器労働組合、結成大会。日産従組参加。
11 月 22～23 日 <sup>1</sup>	自動車労組結成懇談会。
12 月 5 日	全日本自動車産業労働組合関東地区協議会準備会が結成される。
1947 年	
1 月 13 日	全日本自動車産業労働組合東日本地区協議会が結成される。
3 月 31 日	日産従組、全日本機器を脱退。
4 月 10～11 日	全日本自動車産業労働組合準備会、結成。
4 月 13 日	全日本自動車産業労働組合準備会神奈川支部が結成される。
4 月 23 日 <sup>2</sup>	日産従組、組合規約を大幅に改正し、日産重工業労働組合（以下日産労と略す）と改称。
1948 年	
2 月 24 日	会社と日産労、労働協約の改訂。
3 月 25～27 日	全日本自動車産業労働組合（以下全自と略す）の単一結成大会。
4 月 1 日	日産労、組合規約、闘争規定、役員選挙細則を改正 <sup>3</sup> 。
1949 年	
8 月 1 日	分会、本格的な残業規制の開始。
10 月 5 日	会社、2000 人の人員整理、賃金 1 割切下げを提案。
10 月 7 日	会社、労働協約破棄通告。
10 月 13 日	分会、1 日スト決行。「全員総辞職」とりまとめ決定。
10 月 18～19 日	会社、臨時休業。
10 月 28 日	1 日スト決行。
11 月 2 日	分会、総辞職決行の委任投票を実施し、96.5 %の賛成を得る。
11 月 28 日	会社と分会、交渉妥結。1826 人の指名解雇を認める覚書仮調印。
11 月 30 日	分会、無記名投票で「覚書」調印に 76.3 %の支持を得る。
1950 年	
11 月 14 日	会社、7 名に対して緊急人員整理（レッドパージ）を通告し、翌日に実施。
1951 年	
7 月 7 日	会社側、就業時間中の組合活動をノーペイとする「組合集会及び動員に関する覚書」の会社案を分会に提案（所謂「七夕提案」）。
1952 年	

<sup>1</sup>日産労連（1992a, p.186）によれば 23～24 日

<sup>2</sup>日産労連（1992a, p.230）による。熊谷・嵯峨（1983）の年表では 8 月 1 日となっている。

<sup>3</sup>日産労が全自日産自動車分会（以下分会と略す）と改称したのはこの時の可能性が高い。但し、日産重工業が日産自動車に名称変更するのは 1949 年 8 月なので、この時点では全自日産重工業分会であるかもしれない。

2月	総評、「賃金綱領」発表。
8月	益田哲夫全自委員長、全自定例中央執行委員会で「六本柱統一賃金要求」を提案。
10月8～10日 <sup>4</sup>	全自、臨時大会を開催：総評加盟や、賃金原則などを付した「秋期賃上闘争基本方針」を決定。
12月9日	分会、19回の団交を経て会社回答で妥結。
1953年	
1月1日	分会、『日産旗旬報』で「未完成闘争の芽をのばせ」 主要三課題を設定：「家族を含めての生活安定、独身者の生活保障、臨時工の生活安定。これをマーケット・バスケット方式で闘うこと」「大中小企業の無条件共闘」「賃金決定の民主化」
1月4日	浅原源七社長の年頭挨拶：「去年は労働争議に明けくれたが、これではいけない。要求をいれるべきはいれ、拒否すべきは行って行く方針だが、もっと真剣にならなければならない情勢だ。」
1月14～15日	全自、定例中央執行委員会で春の賃上げ闘争への準備：「一分会一要求」の闘争の組織、「再軍備反対、産業危機突破大会」への発展 これに前後し、全自益田哲夫委員長が健康上の理由により退任、分会へ復帰
2月	部長を対象にMTP講習会をもちはじめ。
2月中旬	日産分会役員改選 批判勢力が「益田委員長の落選策動」。
2月23日	三社共闘会議：再軍備、反動立法制定、自動車産業における外車・外資との提携問題、航空機生産問題の諸情勢を話しあう 三社の闘争の立ち遅れを自己批判
3月18日	分会、益田執行部発足：「臨時工」「特別作業手当」「プレミアム」「職制・人事」「文化体育費」など5項目の職場要求 <sup>5</sup> を会社に申し入れ
3月28日	会社側、分会の申し入れに回答
3月31日	第1回の団交 <sup>6</sup> ：臨時工の本採用へ66人の追加要求、プレミアムの問題点追及
4月4日	全自第六回定期大会：賃金闘争（「三原則、ベース賃金打破」）、完全雇用の闘い、産業復興、平和闘争の基本目標
4月25～26日	全自、第四回定例中執：統一闘争の目標を設定
5月14日	会社、分会に対して3月18日の要求については会社回答の線です承することを求める回答文書を発する。
5月18日	合同生産会議 <sup>7</sup> の席上、浅原社長から課長の非組合員化について口頭で申し入れ。 課長会、課長の非組合員化の検討を要請する文書を分会に提出。
5月19日	会社側、課長の非組合員化について文書で申し入れ。
5月21～22日	日産分会第15回定期大会

<sup>4</sup>大原社研(1953)、日産労組(1992b)の記述による。熊谷・嵯峨(1983, p.179)では10月7日～9日となっている。

<sup>5</sup>日産(1965, p.269)では「4月以降の賃上げの本格的要求の予告」を入れた6項目の要求とし、「この紛争の発端となった」している。

<sup>6</sup>日産労連(1992c, p.35)の記述による。日産(1965, p.270)では「4月3日の第1回交渉以来、11回の交渉をおこなったが妥結せず」となっている。

<sup>7</sup>日産労連(1992, p.46)の記述による。全自日産分会(1953, p.31)ではたんに「団交」となっている。

	<p>八項目の要求内容を決定（賛成 170、反対 36）</p> <p>1 賃上げに関する組合の最低要求、2 退職金制度に関する要求、3 一時金 4 臨時工に関し本採用追加の要求、その他、5 作業服支給に関する要求、 6 結核性疾患の休職期間延長及び保証額増額要求、7 身体障害者の通勤 取り扱いに関する要求、8 文化体育費増額に関する要求再確認の件 （トヨタ、5月20日の大会で決定し、21日要求提出、いすゞ、21日の大会 で決定し、22日要求提出。回答指定は三社共闘の線でいずれも26日 と定められた。）</p>
5月23日	<p>分会、課長非組合員化の意思決定を保留する回答。会社側はこれを拒否。 分会は職制組織を用いた組合切り崩しであるとして闘うことをアピール。</p>
5月23日	<p>分会、大会で決定した8項目の要求を会社側に提出<sup>8</sup>。回答期限を26日 に設定。</p>
5月26日	<p>会社側、「組合の要求はあまりに膨大なのですぐには回答できない。従っ て具体的な回答日、交渉の日時は追って通知する。」と回答。トヨタ、い すゞも回答拒否。</p>
5月28日	<p>三社共闘：今後の闘争方針について各分会で討議してくることを決める。</p>
6月3日	<p>三社共闘：「三社共闘は合理化反対闘争の線で統一されなければならない 」とした上で、6月15日以降の三社の統一行動としてストライキ闘争 を実行できるよう準備。</p>
6月4日	<p>会社側、文書で全面拒否回答を行ったうえで、第1回団体交渉へ。そし て「課長の非組合員化問題」と「七夕提案」で激突。会社側が分会に対 して6月10日までに回答するよう要求。 この時期（6月5日以降）、時間内の職場大会が団交報告という形で次々 と開かれる。</p>
6月6日	<p>課長会、非組合員化を再度分会に申し入れ。</p>
6月8日	<p>事務折衝において会社側、分会に再度「課長の非組合員化問題」と「七 夕提案」について6月10日までに回答要求。 会社、組合活動による不就業の記録開始<sup>9</sup>。</p>
6月9日	<p>交渉予定も職場長を交渉メンバーに入れるかどうかで対立し、翌日に延 期。</p>
6月10日	<p>直接交渉：分会側、「七夕提案」に対しては「回答できない」、非組合員 化問題についても「七月か八月頃の大会で」 会社側は拒否</p>
6月11日	<p>この日より、従業員向けの会社側宣伝が10日ごとに郵便で送付される。 第3回団体交渉：分会の要求する賃金は常識外れであるなどとする社長 による会社見解の提示。また会社側から新たに6月8日以降のノーワー ク・ノーペイ、構内でのビラ掲示の禁止が申し入れられる。さらに社長 名による文書を全社員に配布する旨の申し入れ。</p>
6月12日	<p>分会、代議員会で特別一時金、臨時工追加採用要求を決定。</p>
6月13日	<p>会社側、「今後は不就業時間の賃金控除を行う」旨を分会に申し入れる。</p>

<sup>8</sup>日産（1965, p.269）では「同月25日、つぎの8項目の要求を23日付で会社に提出した」となっている。

<sup>9</sup>神奈川地労委が1956年4月25日に下した「命令書」（1965, p.209）による。

6月14日	三社共闘：残業拒否、組合活動に対する賃金一方的カットに反対、15日以降のスト体制の確認 6月15日以降はいつでもストライキ闘争を三社の統一行動として実行できるよう即刻態勢を強化
6月18日	会社、「就業時間中の組合活動に取扱いにかんする件」の通達を発する。第5回団体交渉。職場代表200名が団交場所に集結。分会、代議員会でスト指令権投票（全員無記名投票）を20日に実施することを決定。
6月19日	分会側、文書で会社に申し入れ：七夕提案の撤回、6月22日までの一時金の中身の発表、その他組合要求についての全面拒否の態度の撤回。
6月20日	ストライキ指令権投票（無記名、全員投票）。結果は、賛成率83%で承認。
6月21日	三社共闘、「賃金差引業務の拒否」（＝不就業時間記録の停止要求）を指示した「指令第1号」を発した。
6月22日	会社側、「会社の立場を著しく誹謗中傷した組合側のビラの撤去を求める仮処分」を横浜地裁に申請。 組合活動賃金差引反対闘争激化。吉原工場では不就業時間記録をめぐり一柳支部長と課長とのいざこざが起きる。
6月23日	「従業員並びに御家族の皆さんへ」という浅原社長名による文書の家庭への送付：就業時間中の職場大会を批判＝「大勢で部長や課長を吊上げたりして職場は混乱状態に陥りかけ」ているとした。大半の課長が分会に脱退届を提出。
6月24日	第6回団交：19日の分会申し入れに対する会社側回答とそれについての意見応酬。 課長、分会を脱退した旨を会社側に通知。
6月25日	会社側、分会に課長の非組合員としての扱いを通知。 会社側（三社とも）、時間内組合活動に対する賃金カットを断行。 各職場で職場交渉がなされ、賃金カットをめぐり課長などを追及。：厚木、戸塚、大阪は100%支払わず。横浜、吉原は職場交渉で70%を確約。 会社側から「工場閉鎖の準備」について分会の態度を尋ねられる。 全自本部で三社共闘の三役に全自本部・支部を交じえた拡大組織部会を開催。「組合活動圧迫を断固としてはねかえす」ことを確認。
6月26日	会社側事業閉鎖の準備通告。
6月27日	分会からの回答：工場閉鎖に対して断固闘う、団交要求。 会社側、部課長追及に抗議、25日の部課長の確約書の無効を通告。
6月29日	第7回団交、一時金について回答で応酬。 分会、賃金払いの確約撤回について職場闘争の強化。以後、7月3日ごろまで続く。
6月30日	全自、スト禁止反対第一波スト（24時間スト）を指令
7月1日	三社共闘「7月3日以降、一時間連続スト」の方針決定。翌2日に各分会に指令
	第8回団交：賃金カット問題
7月2日	第9回団交

7月3日	第10回団交 全自各分会、三社共闘を先頭に9日まで連続の1時間ストに突入。 会社側、職場闘争参加者を暴行、傷害、脅迫などで横浜地検に告訴。
7月6日	第11回団交 賃金カットの方法を巡っての議論。会社側は、一時金については「根本問題が片付くまで申し上げる事情にない」とした。
7月7日	全自「スト禁反対第二波突入」指令(=11日以降、時限ストから波状ストへの戦術強化を求めた) 分会側、「七夕提案」への対案となる「組合活動覚書案」を提出。 日産自動車販売店協会支部長会議は「工場閉鎖...もやむなし」とする決議文を採択した。
7月8日	会社側の回答(第12回団交): ノーワーク・ノーペイの問題が解決しなければ交渉は無意味。賃金カットは今後もこれまでのやり方で実施。「組合活動覚書案」への対応の約束。「連日一時間スト」への抗議。
7月9日	第13回団交: 会社側、一時金の回答をするも「支払い期日は未定」とした。この点に分会側は反発。会社側の「払うことは払うが、いつ払うかわからない」という態度に対して分会は「申入書」を残して退席。 会社回答後、山猫的な職場放棄をやりはじめる組合員が出た。
7月10日	分会、会社側に再考を求めるも支給期日の明示せず。そのため分会は会社側の態度を「実質的な団交拒否」と判断して「再申し入れ」を行い、指令第3号(7月11日、13日の波状ストと職場闘争)を発した。
7月11日	波状スト突入。 全自、スト禁反対第二波スト決行。
7月12日	会社側、「13、14両日を臨時休業」(事務、技術、オースチン各部門と、横浜工場のごく一部分を除外した全体)とすることを分会に通告。
7月12~13日	三社共闘合同代議員大会: トヨタ代議員からの益田指導への批判。いすゞも闘争強化の決議文を拒否 日産の孤立化。
7月13日	会社側、臨時休業は「組合の実力闘争一点張りの態度の反省を求むるための冷却期間」であって、「入場禁止者が入場すること、いわんや組合員が職制の管理を離れて組合の管理の下に就業することは厳に禁止する」と通達。
7月13~14日	分会、全組合員を横浜工場に入れ反対闘争。 係長7名が川崎で会合: 全係長を集め、会社の意見を聞くことを決める。
7月14日	第14回団交 <sup>10</sup> : 臨時休業をめぐるやりとり、係長グループと会社との関係に関するやりとり。 全係長、午前8時に品川駅前に集合。会社側からバス二台。また分会側から土屋、斎藤両常任委員や青年部員が待ち受けており、集会の散会を要請するも聞き入れられず。
7月15日	分会の報告大会で係長グループの集会の批判。組合会議室での追及。 第15回団交開催。

<sup>10</sup>この団交のなかで「今度は会社若干ゆとりがあるから、いわゆるレール戦術は、全部一べんやってみて、自分で自分をテストしなければならぬが、自分はしろうとであるから、やるだけのことはやるから、お前たちはくろうとだから注意すべきことがあったら途中で注意しろよ、こういこうとでやられますよ」(衆議院、1953における益田組合長の答弁より)と浅川社長が発言。それゆえ全自日産分会(1953)や熊谷・嵯峨(1983)の年表では「会社レール戦術を宣言」となっている。

7月16日	<p>第16回団交。分会、方針の柔軟化（賃金闘争方針の再検討、賃金要求の厳選、組合活動の覚書への仮調印、今闘争における賃金カットについての協議）での決着を試みる。</p> <p>これに対して会社側は賃金に関するものは全て拒否。一時金と賃金カットの再協議は困難、覚書については会社側の考え方を基本的に認めるなら「話し合う余地がある」と回答してきた。その際、経営側は口頭で「組合活動の覚書もさることながら賃金闘争の方針が問題だ」「これによる闘争激化により日産の企業が内的、外的にこうむる実害は重大だ」<sup>11</sup>と発言した。これを分会は重視し、最後の腹を決めた。</p> <p>18時、分会は17日以降の以下の部門での無期限ストライキを実施せよとする指令第6号を発した：横浜工場組立課A・Bライン<sup>12</sup>、整備課、吉原工場組立課Bライン、オースチン組立工場作業課</p>
7月17日	分会、部分ストに突入。
7月20日	会社側、鶴見第三製造部の完成車両を東京販売の力を借りて強制出荷を策す。分会側は実力で阻止 <sup>13</sup> 。
7月21日	<p>会社、横浜地裁へ自動車の整備、出荷業務妨害排除の仮処分申請。</p> <p>分会、会社に質問書で「労資間の紛争を避け、日産の将来のため、会社の良識ある判断を」と要望。</p>
7月22日	会社側、7月25日払い以降、賃金からの組合費控除の打ち切り通告。
7月23日	分会より会社へ団交再開申し入れ。
7月24日	<p>会社側団交再開拒否の回答。</p> <p>分会側、25日より総務部株式課全員の無期限スト（9時より）追加。また組合員全員の3時間のスト（13時より）の指令。</p> <p>会社側、25日払いより不就業賃金の差引を通告。</p>
7月25日	<p>会社より株式課のストに対する抗議。</p> <p>分会側、職場閉鎖状況撤去を通告。</p> <p>会社側、「デタラメと思われる方法で賃金を差し引く」。</p> <p>会社側、組合員の職場立ち入りに抗議。</p> <p>分会側、会社抗議対して回答。</p> <p>分会側、団交申し入れ。</p>
7月26日	会社側団交拒否、分会に抗議。
7月27日	<p>午前3時頃、凶器を携行した約100名が会社の指揮のもと鶴見工場のスト現場に乱入。</p> <p>会社側、部課長の吊し上げが行われていると抗議。</p> <p>分会側が逆に会社への申し入れ。</p>
7月28日	分会、三日目ごとに全職場1時間抗議ストを指令。

<sup>11</sup>日産労連（1992c, p.76）の記述による。熊谷・嵯峨（1983, 234頁）、上井（1994, p.p.81-82）では分会『自己批判書（案）』に依拠し、経営側は「覚書などはコップの中の問題だ。問題は組合の賃上げ方針と闘争手段だ」と発言したとなっている。

<sup>12</sup>日産労連（1992c, p.77）では「横浜工場組立課Aライン」となっているが、「A・Bライン」の間違い。

<sup>13</sup>飯島（1993, p.p.202-206）によると、組合長が販売店側の人に「失礼ですがお名刺をいただけますか」と声をかける場面があるなど、必ずしも組合が無理矢理実力を行使して出荷を阻止したとは言えないという側面もあった。なおこの証言は解雇をめぐる後の神奈川県地労委の審判にも採用され（飯島, 2001, p.121）、地労委の命令書では「証人飯島光孝、証人佐々木定道の証言によれば、出荷のために来た東京日産の代員と組合との間には、...、トラブルもなく引揚げるに至ったと認められることから、この点については必ずしも不当な行為であったとは判断し得ない。」（神奈川県地労委, 1965, p.p.242~243）となっている。

	分会批判勢力が本部および事務局を設置し、第二組合結成大会の準備に入る。
7月29日	会社より組合暴力に対して抗議。 分会反駁、逆に27日の件について抗議。
7月30日	会社側より抗議に対する回答：暴力団ではなく原田組の工事関係者だとした。 出荷仮処分決定を受け、深夜に80台のトラックの整備・出荷を執行。 横浜地裁、ピラ撤去の勧告を行う。分会は自主的に撤去した。
7月31日	分会の逆抗議に対する会社側の回答。会社側より団体交渉を行う条件提示（会社の「組合活動に関する覚書の承認、6月25日以降の賃金は「覚書」に準拠して処理、賞与以外の諸件については会社回答の線を承認すること）
8月1日	分会側、回答を3日に行うと通告。
8月3日	項目ごとに分会の基本的考えを明示した団交再開の回答を提示。会社側、分会提案を拒否し、「会社の条件による団交再開の意思」の有無を明日まで回答することを要求。分会側、即日回答し、「文書で団交内容に属するやり取りをすることを本日以降中止」し、「更めて団交の即時再開」を求め。会社側、「団体交渉再開の条件については譲歩できない」とした。分会はスト体制強化の「指令第10号」（8月4日より一時間の一斉スト、8月3日までの無期限ストライキ職場にサービス部、部品受渡課、吉原工場製品課部品受渡係を含める、それ以外の職場は生産態勢に入れ、8月2日常任委員会決定の線に従った全面的職場活動の実施など）を発した。会社側8月5日午前4時以降、当分の間、横浜、鶴見地区の第一敷地、第五敷地内の各事業所全部並びに吉原工場の全部を閉鎖を通告。会社側、同日付の19頁にわたるパンフレットを従業員に送付。その中で「将来にわたっての職場秩序の確立」を謳う。
8月4日	トヨタ、いすゞがほぼ会社案で妥結。
8月5日	会社側、工場閉鎖の仮処分申請とバリケードによる工場閉鎖。 分会側、バリケードを破って構内に入る。ロータリー付近で大会を開催。双方、文書により抗議・回答を続ける。分会側、団交再開の申し入れ。総評幹事会、日産分会の生活資金対策として1億6000万円の融資を決定。
8月6日	会社側、団交再開の回答は後日と回答。分会側、再度団交再開について申し入れ。会社側7月31日提示の条件による団交再開を回答。 会社側、横浜地裁に対し横浜工場への「組合員の立入禁止」の仮処分申請。
8月7日	分会側再度団交再開の申し入れ。午後6時半すぎ、益田組合長、横尾書記長、斉藤常任執行委員、中野常任執行委員、田中全自本部副委員長が逮捕され、組合事務所と子安寮などが家宅捜索（6月25日、26日、7月25日の課長交渉で暴力を理由）。午後10時、分会は指令12号（新堂副委員長名）を発する。8月8日始業時より二時間のストライキ。全自本部も「指示24号」を出す。柿沼、拘留場所の確認に奔走。

8月8日	<p>横浜工場鑄造課の有志代表、ノーワーク・ノーペイの原則にもとづく組合活動の覚書を即時締結し団交再開せよとの声明書<sup>14</sup>。 二時間のスト突入後、全員大会。神奈川地表、「日産労組闘争指導本部」を設けて声明を発表。 工具研磨職場委員岡本義久が検挙される。 会社側、静岡地裁吉原支部に対して吉原工場への「組合員立入禁止」の仮処分申請。 吉原工場でバリケードを突破しようとした分会員とそれを阻止する職制との間でいざこざ<sup>15</sup>。 宮島中央執行委員長らが飛鳥田一雄代議士（左派社会党。後の横浜市長）らと横浜地検に抗議、益田組合長と接見。益田組合長「数名の逮捕ごときなんでもない。冷静に全組合員は本部、支部の共闘とともに全要求を貫徹せよ」と口頭指令。 分会側、会社に団交再開の要求。</p>
8月9日	<p>会社側、従来 of 回答を繰り返す。</p>
8月10日	<p>会社側「臨時警備補助員」200人を雇用。分会側バリケード突破<sup>16</sup>。指令13号（8月11日午前4時より24時間の全面スト：大阪は48時間、11日に総決起集会開催）を発する。分会側、即時団交の要求。会社側拒否。</p>
8月11日	<p>24時間全面ストに突入。横浜工場の広場で全日産総決起大会を開催し、闘争宣言を発した<sup>17</sup>。吉原支部から1400人、大阪支部から約130人など7000名が結集。横尾書記長、中野、斉藤両常任中執が釈放され、大会に参加し登壇する。臨時警備補助員について分会側抗議。 会社側、不法入場に抗議。</p>
8月14日	<p>吉原市警が、高砂勝夫、山口正一、上野博信、松本正名の4人の分会員を逮捕（8月8日の中村課長代理負傷事件など）。 分会、指令第14号（8月15日横浜工場午後1時から3時まで、その他の支部は終業前1時間の抗議スト）を発する。また指令14号では次のストライキ（横浜工場組立課A・Bライン全員、吉原工場組立課3ラインの全員、オースチン組立工場作業課全員、新橋株式課、サービス部部品受渡課および吉原工場製品課部品受渡係全員）の全面解除。会社に通告のうえ一部稼働の開始。 分会、常任執行委員の補充選挙。 全自本部、反彈圧の「ゼネスト」決意を各支部、分会に指示するも、トヨタ、いすゞは反応せず。なお、いすゞは一人1000円の融資カンパを決めるも、トヨタでは職制の猛烈な反対で難航。22日ようやく決まる。技術部全員署名による（分会批判の）「声明書」。</p>
8月15日	<p>会社側、スト解除による生産再開を「不法」とする通告文を発す。 神奈川県地評、「講演と映画の夕」で日産争議支援決議を行う<sup>18</sup>。</p>

<sup>14</sup>以下、本年表に各職場から出された声明書、要望書などを記載するが、ほぼ全て分会の方針を批判するものである。これは日産労連（1992c）の記述に基づいて記載したためである。しかし、例えば上井（1994, p.94～95）に掲載されているような、実際には分会の方針に沿った声明書なども多数出ていたものと思われる。

<sup>15</sup>日産労連（1992c, p.110）によれば、分会員の入場を阻止した中村嘉彦第二機械課長代理が負傷となっている。

<sup>16</sup>佐藤（1976, p.211）では「巧みな陽動作戦でこれ（バリケード：引用者）を突破し制圧する」とある。

<sup>17</sup>闘争宣言は1949年6月の人員整理反対闘争以来初めてとなる（労働省, 1955a, p.146）。

<sup>18</sup>同日「日産不当弾圧反撃総決起集会」を予定していたが、降雨により延期されたため「講演と映画の夕」で急遽決議す



8月17日	分会側、団交再開の申し入れ。
8月18日	会社側、回答。「団交再開の熱意と誠意を有す」るが、組合の不満がどこにあるのかわからないと突き離す。田中秋範、岡本義久が釈放。購買部職場大会の「要望書」。
8月19日	益田組合長釈放。同時に、益田、田中、岡本、佐々木広司常任が「暴力行為等処罰に関する法律違反」で起訴。 警察、工場に立ち入れれば直ちに検挙すると通告。 新橋支部組合員一同「要望書」、工機設計有志の「声明書」。
8月19日	会社側、深夜から20日早朝にかけて、横浜工場に六寸角材をボルトで締め、有刺鉄線を張った本格的バリケード（総工費250万円）を建設 <sup>19</sup> 。
8月20日	会社は、営業部、大阪出張所、名古屋出張所、サービス部、厚木工場、戸塚工場、大阪工場、東京製鋼所を21日以降、臨時休業にするとの通告。
8月21日	分会側、臨時休業反対と工場閉鎖物件の撤去の申し入れるも、会社側は無視。 会社側は、益田、岡本、田中、上原、大和田、一柳の6名を懲戒解雇を発表。 分会側は、解雇絶対反対、不当労働行為、本件に関する団交などを社長に申し入れる。 吉原工場、「立ち入り禁止仮処分」申請が認められる <sup>20</sup> 。 研究所職場大会、部品受渡課職場大会、車両受渡課職場大会、試作課、車両修理課、オースチン組立工場、実験課、鋳金課、事務部管理課などの各有志の連名による「要望書」。管理部人事課職場大会の「声明書」。 全国販売会社従業員代表の連名による抗議声明が日産分会に出される。
8月22日	会社側、就業規則による解雇であり問題ないなどと回答する。分会、指令15号（解雇に反対し、実力闘争を行う方針確認の無記名投票など実施）、指令16号（ストライキ準備）。 吉原工場の「立ち入り禁止仮処分」の執行。工場から締め出された社員が社宅「新風寮」の広場に集まり、大会。午後には家族も参加した抗議大会。守衛28名と変電所要員9名をスト。工場側は業務協定を申し入れるが、拒否。分会は正門前にキャンプ用のテントを張り、昼夜6交替制のピケットラインを開始。 左派社会党神奈川県連合会、「日産争議応援大演説会」、「京浜地方労働者大会」を開催 <sup>21</sup> 。

ることとなった（神奈川県，1959，p.219）。

<sup>19</sup>熊谷・嵯峨（1983，p.245）によると分会はハシケを使って、このバリケードを突破することを計画していた。全港湾横浜支部の袴田書記長の提案による計画であり、実際に予行演習までも行ったが、裁判対策や警察の19日の警告等を勘案し断念したとなっている。

しかし、当事分会の常任委員の一人であった飯島（1993，p.234-5）は、このような計画や予行演習はなかったと否定している。但し、飯島が書いているのは、組合分裂後、全港湾労働者からハシケを使っての第二組合員の入場を阻止する案を聞かされたが、分会がそれは危険だということで丁重に断ったという話である。両者の話の内容と時期は微妙に異なっているため、飯島の証言が予行演習の実施を否定することにはならないと思われる。なお熊谷・嵯峨の記述は全日産分会（1953，p.49）に基づくことはほぼ間違いない。

<sup>20</sup>なおこの仮処分について益田組合長は衆院の労働委員会で以下のような発言をし、裁判所における判断ミスの可能性を指摘している。

「静岡では八月二十一日に工場閉鎖の仮処分が決定しております。そのときの戸塚裁判長の話では、お前たちは工場閉鎖中の賃金は全部支給されておると思ったのだが、一銭ももらわぬのだったら、ちょっとあの仮処分をやることについては問題がある、だから異議の申請を早くやれというようなことがございまして、…」（衆院，1953）。

<sup>21</sup>神奈川県（1959，p.219）による

8月24日	<p>庶務課、総務課連合職場大会の「要望書」。</p> <p>指令第15号に基づく闘争継続の是非を問う全員無記名投票が全国7工場、1事業所で7269名の組合員によって実施。総投票数6091票、棄権1178票。有効投票数5880票、白紙211票。賛成5230票、反対650票。総投票数に対する賛成率は85.8%。</p>
8月25日	<p>人事部人事課一同の「要望書」。</p> <p>分会、「組織の動揺防止のためには、争議の早期解決以外に方途はない。これがためには闘争の重点を団交再開に集約する」との方針に立って、中労委に対して団交再開の斡旋申請。以降、中労委が労使に事情聴取を開始。</p>
8月26日	<p>分会、『情報』第58号で「生活対策大綱」(組合員に対する生活資金融資)を明らかにする。代議員会で執行部不信任案が提出されるも、挙手により採決し、賛成13、反対49、保留8で否決。不信任案に賛成した代議員の8名は、その日から翌日にかけて職場での不信任を受けて失脚。</p> <p>分会、団交再開を申し入れ。</p>
8月27日	<p>全国8工場の係長75名が「会社提案の組合活動覚書の承認」、「一時金にしぼった団交の促進」を求める声明書を発表し、分会に提出。分会側、鋼材倉庫で開かれていた大会で係長47名に自己批判を要求。</p>
8月28日	<p>会社側、団交開催を拒否。</p> <p>分会側、再度団交再開申し入れ。</p> <p>常任委員川口正誼、常任委員佐々木広司が逮捕。</p>
8月29日	<p>中労委、正式斡旋で「労使双方に対し、団交再開を前提とした予備交渉を実質的に勧告」。</p> <p>分会、支部ごとで決起大会開催。横浜は神奈川地評主催の大会。吉原は吉原小学校講堂に約1000人が結集。</p> <p>会社側、団交拒否。</p>
8月30日	<p>分会側、団交再開や中労委の勧告受け入れ等について申し入れ。</p> <p>参加者506名を集め日産自動車労働組合(以下、日産労組と略)の結成大会が浅草公会堂で開催。分会は数百名のピケライン。</p> <p>分会、会社側に即時団交再開を求める。「団交再開の会社条件を組合が尊重することは、文書でなく直接折衝すればすぐわかる。だから即時団交再開に応じられたい」とした。</p>
8月31日	<p>分会側、「ひもつき分裂屋と手を切って組合の旗の下に帰れ」とする勧告文。</p> <p>分会吉原支部で全員大会。第二組合には入らないなどとする署名活動を実施し1200名の署名を集める。</p> <p>日産労組、『情報第一号』の発行と会社へ組合結成の通知と団交の申し入れ。会社側、これを受諾。日産労組、職場代表者会議に開催し暫定的任務を決定(塩路一郎の名が青婦対策部員として登場。塩路はこの年の4月に入社したばかり)。</p>

8月	日産自動車工手学校の設立方針を定める：「日産の企業を通じて、日本の自動車工業の確立に挺身する確固たる信念を持ち、あらゆる困難に耐え、技術を錬磨してゆく中堅現業員を養成する機関を設ける」(日産, 1965, p.286)。
9月1日	分会、大会において組合長益田宛の「組織防衛同盟誓約書」を全員に配布。分会の上原常任委員ら10数名が日産労組の事務所を訪れ面会を求め、双方5名ずつの会談を行なう。 分会、日産労組12名の除名決議の大衆討議と、組合員資格の停止を発表。また会社を分裂策動で告訴することを決定。 会社側、分会の団交再開申し入れに対し「組合の申し入れは会社申し入れの条件の受諾を意味するものと判断し、前記条件について予備折衝を開くこととしたい」と回答。分会側、9月2日に中労委関係者立ちあいのもとで文書交換と予備交渉を申し入れる。会社側は中労委関係者の立合は不要とした。
9月2日	日産労組、要求書(一時金=25日払いで本給×1.5ヶ月プラスアルファ、立ち上がり資金)を提出し、団体交渉を行なう。 中労委、総会で幹旋員に中島公益委員を指名。 分会、中労委会館で文書交換をおこなう。この間、1日から3日までに6回の団交再開申し入れを行うも、会社側は「まだ機が熟していない」と拒否。
9月4日	日産労組、第二回団交。会社側、日産労組員の明日以降の就業を許可。 日産労組、「組合員の皆様へ」とする文書を配布(資金の出所を明らかにした)。 衆議院労働委員会で日産争議問題審議。分会側は組合長らが出席するも、会社側は社長、専務の病気を理由に不参加 <sup>22</sup> 。 中労委中島幹旋員、労使に対し「文書交換によらず直接会って団交再開の条件について話合うよう」勧告するも、会社側は「現段階では勧告に従うことはできない」と回答。 日産労組、208名で吉原支部の結成大会を開催。
9月5日	日産労組、第4回団体交渉で会社側から一時金の回答を受け取るが、合意に達せず。 日産労組と会社との間で「組合活動に関する協定書」を調印。 吉原工場、日産労組員の工場立ち入り許可。
9月6日	日産労組、総決起大会を開き、臨時執行部の選出。 分会、11項目からなる「紛争妥結条件」を会社に提示して団交再開を迫る。
9月7日	会社側、分会に対して事実上拒否回答。

<sup>22</sup>国会議事録によると、この日、日産関係の参考人として出席したのは益田組合長の他、川崎弥美分会青年部書記長、小林正基横浜市警察本部長の三名である。なお益田組合長は会社側が出席しなかった理由を「炭労争議のときに資本家代表が(国会に)行って、非常に不利な立場にあったので、会社側の代表を出さない」と会社側が言明していることを暴露している。日産労連(1992c)の本文中に記述なし。

	<p>分会、工場閉鎖解除と生産再開を要求して、19時より本社正門前、鋼材倉庫、輸送課、鶴見工場、戸塚工場などで6300人の組合員が交代で座り込み<sup>23</sup>を開始。</p> <p>分会、中労委に対し団交拒否、不当解雇につき不当労働行為の提訴。益田組合長ら解雇者6名が横浜地裁に「地位保全」の仮処分申請。</p> <p>日産労組、第5回団交で夏期一時金の回答（基準賃金の一ヶ月分に成績加給を加算、額にして21000円など）を得て、妥結。</p>
9月8日	<p>分会、即時団交再開を求めて再度申し入れ。</p> <p>分会、会社に対し双方の代表による小数会見の申し入れ。</p>
9月9日	<p>日産労組、吉原工場の西門前の小川に橋をかけ188人が入場。帰宅時にピケラインを張る分会組合員と激突し、日産労組員は工場内に宿泊。</p> <p>分会、先の11項目を修正して再提案。日産館役員室で岩越人事担当取締役、斉藤人事部長、益田組合長が折衝（「予備交渉のための予備交渉」）。分会の座り込み闘争がクライマックス。横浜工場では組合員2000人と家族50人が参加して大会を開き、そのまま座り込みへ。</p> <p>吉原工場、市会議長や警察の仲介で日産労組員が帰宅。警察、ピケと帰宅阻止を取り締まると警告。</p> <p>中労委会長、団体交渉再開の勧告。解雇者に対する不当労働行為については神奈川地労委に移送を決定。</p>
9月10日	<p>分会、2000名の組合員と総評傘下单産の代表300名を集めて大会。会社側から11日に予備交渉の回答が出て、座り込み闘争の中止指令が出る。</p>
9月11日	<p>分会と会社側で予備交渉。会社案での「組合活動に関する協定書」と「覚書」で調印することに合意。</p> <p>参議院労働委員会で日産争議問題を審議。会社側は争議解決が「微妙な時期にある」として不参加<sup>24</sup>。</p> <p>吉原工場で、入場しようとする日産組合員230名を、ピケを張っている分会員約400名が入場阻止（「どんとこい闘争」）。会社は臨時休業を指示。</p>
9月12日	<p>分会、第二次の「泊り込み」の実施。</p>
9月13日	<p>分会と会社側で、団交再開のための予備交渉。14日から正式な団交を開催することを確認して、「組合活動に関する協定書」及び同附属協定の仮調印。</p> <p>日産労組に分会厚木支部の脱退者（厚友会）195名が加盟届け。日産労組の組合員は13日時点で2314名と発表。</p> <p>座り込みに参加し、鶴見工場近くの鉄道引込線を歩いていた寺尾徳太郎分会員が事故死。</p>
9月14～15日	<p>日産労組、立ち上り資金について会社と団交。</p>

<sup>23</sup>飯島(1993, p.242)の表現では「泊り込み」となっている。

<sup>24</sup>参考人として出席したのは益田哲夫分会組合長、笠原剛三日産労組組合長、小林正基横浜市警察本部長。日産労連(1992c)の本文中に記述なし。

9月14日	分会と会社側、団交。分会側、予備交渉でまとまった三項目を除く八項目の一括解決と早期生産再開を要求。会社側、拒否。また分会は解雇問題を取りあげるも、会社側は当事者抜きの別団交を要求。分会、最終的には6項目（解雇理由の提示、閉鎖中の賃金、立ち上り資金1万円、一時金1.5ヶ月、27日に生産再開、明日の団交開催）を提示。
9月15日	分会と会社側、第18回団交。会社側、解雇理由の説明および解雇撤回の拒否。 吉原で分会を支持し50団体の参加による「要求貫徹総決起集会」が開催。
9月16日	分会と会社側、第19回団交。組合要求11項目について回答（閉鎖中の賃金不支給、一時金は1ヶ月プラス成績加給、立ち上がり資金は支給せず貸付金で対応、上記条件の組合承認による生産再開）。
9月17日	分会と会社側、第20回団交。解雇問題の団交からの切り離しで合意。組合側、会社案での支払いを先行し、立ち上がり資金と閉鎖中の賃金保障につき協議を後に残して妥結を提案するも、会社側拒否。 横浜地裁民事部、横浜本社工場と鶴見地区への分会員の立ち入り禁止の仮処分決定 <sup>25</sup> 。会社の弘報班が「会社の線で早期解決を！」とする宣伝ハガキを送付。
9月18日	分会と会社側、第21回団交。分会が5項目の要求を行うも会社側は拒否。
9月19日	分会と会社側、第22回団交。 日産労組、「生産再開総決起大会」を開催。
9月20日	分会7支部それぞれで大会開催。会社案受諾による闘争集結と今後の闘争方針の可否について全員投票を実施。闘争終結84.7%、今後の闘争方針は93%の賛成で決定。 日産労組、田町本部に組立課、試作課、オースチン関係課の組合員160名を集結待機させ、会社に対して入場受け入れ態勢の至急手当を申し入れた。会社側、突入自重の申し入れ。21日の全員突入を決意。
9月21日	分会と会社、第23回団交。妥結協提書（調印の日付は22日）に調印。夏期一時期金は会社に一任、就労については22日に工場閉鎖解除、24日から全員就労、22、23日は臨時休業扱いとする。 日産労組と会社、第10回団交。会社側、本日より臨時休業を解除。静岡県警、吉原工場に警察官を大量動員。分会側ピケ解除。
9月22日	日産労組員、就労命令を受領し横浜工場正門前に約5~60名が集合。分会員300名が集るも入場できず、そのままピケを張る <sup>26</sup> 。大館重役、益田組合長、荊木日産労組書記長の三者会談。就労命令を受領した日産労組員を入場させるとともに、分会は入場希望者のリストを作成し会社側がそれを検討し、入場させることで合意した。入場した分会員の12時退場。12時半より日産労組員の生産再開。

<sup>25</sup>飯島(1993, p.243)によれば、申請から決定まで43日という「異例」の長期にわたって審理されたことに加えて、執行官による管理ではなく「会社預り」(全自日産分会, 1955, p.51)としたでも「異例」であったという。

<sup>26</sup>日産労連(1992)では分会員が一方的にピケを張り、日産労組組員の入場を妨げているかのような叙述となっている。しかし飯島(1993, p.247)によれば、前日の団交の最後で会社側代表のT常務が口頭で22日の分会組合員の職場への立ち入りを容認していたが、当日、入場が認められないため、自然発生的なピケラインとなったということになる。なお飯島

9月24日	<p>生産再開。横浜工場では社長、川又専務、斉藤人事部長らが工場再開の集會に登場し、社長が挨拶しようとするも、社員の間から怒号が起こり中断。</p> <p>分会が会社に対し、バリケード撤去、仮処分取り消しの手続きをしない理由の開示、生産協議会の開催を申し入れ。</p> <p>分会、正午から大会。会社は12時半までしか認めていないとして分会と「組合活動に関する協定書」の解釈をめぐる対立。4時半から大会、中村秀弥常任委員「立ち入り禁止処分は実質的に無効」だとする横浜地裁の見解を報告。</p> <p>日産労組と会社が第10回(ママ)団交。資金の貸し出しと経営協議会の早期開催を申し入れ。</p>
9月25日	全自本部、三社共闘を召集。
9月26日	<p>日産労組、分会執行部と面談し、分会の貸し付け金について1)日産労組組合員個々についての返済要求をしない、2)返済については日産労組執行部が窓口となって取り扱うことを確認。</p> <p>日産労組、委任状を用意し分会への個人の返済を厳禁とする。</p>
9月28日	分会側、日産労組に26日確認の取り消し通告。
9月30日	分会と会社、第24回団交。19項目にわたる要求。
10月2日	分会と会社、第25回団交。
10月9日	神奈川地労委、分会が「使用の経理上の援助を受け」ており、労働組合法上の労働組合とは認められとし、分会に対し「補正勧告」を行なう <sup>27</sup> 。
10月10日	<p>日産分会常任委員会、「統一のための提案」を発表し日産労組に統一を呼びかける。</p> <p>日産労組と会社、労使協議会の論議の対象事項を1人事並びに福利厚生に関する事項、2生産秩序に関する事項、3営業方針、生産計画並びに職制等事業運営の大綱に関する事項とすることを重点とした経営協議会に関する「協定書」と「規約」を作成。</p>
10月15日	<p>分会と会社、第28回団交。6名の減首問題を議題。</p> <p>日産労組と会社、経営協議会を開催。</p> <p>日産労組、4000名を超え過半数を制したと発表。</p>
10月23日	分会、日産労組に一時金闘争での共闘を呼びかけるピラを配布。
10月26日	日産労組、初の役員選挙を実施。
10月27日	分会、神奈川地労委の申立を個人申立に切り換える <sup>28</sup> 。
11月5日	分会、『自己批判書(案)』を発表。
11月13日	分会、拡大代議員会を開催し、一時金についての職場討議を集約。
11月14～15日	全自臨時大会が吉原市で開催。

氏によると T 常務とは田畑新常務とのことである。

<sup>27</sup>これに対して分会は組合申立を取り下げ、個人申立に変更して神奈川地労委に申し立てた(神奈川地労委, 1965, p.p.237~238)。

<sup>28</sup>神奈川地労委(1958, p.111)による。地労委の審査委員長は最初、林信雄(横浜市大教授)であったが、54年2月に千葉堅弥(神奈川県労働教育審議会委員、社会党神奈川県連事務局長)に交代している。

なお、林信雄は地労委で日産関係者と仕事をした経験があることを記している(林, 1959)。48年には労働者委員であった伊多波昌夫(当時・日産労本部常任委員兼厚木支部書記長)と「大同製鋼川崎工場調停事件」の調停を、50年には使用者委員であった大館愛雄(当時・日産重工取締役)と「日飛モーターズ子安調停事件」の調停案作成にあたっている。こうした人脈が審査にどのように影響したかは定かではないが、林は日産分会にひどく厳しい態度をとっていた(林, 1959, p.111)。

11月19日	分会、借金返済問題で日産労組と会談 <sup>29</sup> 。日産労組側は、分会に対して組合活動による賃金不支給分の要求、闘争資金の使途の明細、借入れ金およびカンパの額、経理内容を明かにすることを要求。 分会、一時金闘争について1.5ヶ月の要求とすることを全員無記名投票で決定。
11月20日	分会、一時金の要求書を会社に提出。
11月25日	日産労組、第1回定期大会。
12月1日	日産労組と会社、一時金に関する交渉を開始。
12月2日	分会と会社、一時金に関する団交。
12月3日	日産労組と会社、団交。会社側から正式回答が出る。 12月2日と3日の両日で800枚の分会への復帰願いが出る <sup>30</sup> 。
12月4日	分会と会社、団交。
12月5日	会社、就業規則違反として141名(諭旨退職11名、出勤停止10日39名、5日38名、譴責53名)を処分することを通告 <sup>31</sup> 。
12月6日	分会、横浜支部で「撤回闘争をたたかい抜く」とする大会を昼休みと終業後の2回行う。総評・地評・全自と四者連名の抗議声明。7日の団交開催を要求。会社は8日に予定されていた団交で行うと回答。
12月7日	分会、2回の大会で法廷闘争と団体交渉の二本建てで「撤回」を闘いとる方針を採択。 日産労組、会社の一時金回答の受諾。12名の処分者について「会社の態度が納得でき本人の同意があればのむ」という方針を決め、会社側からの説明を受ける。
12月8日	分会と会社、団交。
12月10日	分会、会社の一時金回答受諾。
12月13～14日	分会、大会。
12月16日	全自本部、借金返済問題で日産労組の執行委員と会見。
12月21日	全自本部、いすゞ、トヨタ連名で、借金返済問題で日産労組に質問状 <sup>32</sup> 。
12月23日	諭旨退職の処分を受けた11名が神奈川地労委に救済申立。
1954年	
1月14日	分会、日産労組組合員14名に対する支払い命令を簡易裁判所に申請。
2月2日	鉄鋼労連、返済問題で日産労組に会見の申し入れ。
2月9日	鉄鋼労連の仲立ちで、分会と日産労組が会合。「16日に具体的返済について協議する」、日産労組は「これ以上質問は行わない」などが決まる。

<sup>29</sup>この頃、日産労組は借金問題について、「分会は闘争中に中共から麻薬をもらい、これを売払って金にしているはずだ」、「三越闘争の例をみても生産のために借りた金は返す必要がない」などの「荒唐無稽」な宣伝活動を行っていた(労働省, 1955b, p.868)。

<sup>30</sup>益田(1954, p.30)による。

<sup>31</sup>この処分について労働省(1955b, p.869)は次のように述べている。「一二月始め、日産では一時金要求を回って第二組合執行部に対する不信感から分会への復帰の動きがあり、これが鶴見工場の他の一部に表面化した機会に、会社が打出した一四一名の懲戒処分のために、復帰の動きは止まり第二組合執行部に対する不信感も表面から沈んでしまう...」。また神奈川労働委員会(1958, p.112)でも「七、五〇〇名中四、〇〇〇名の者が第一組合に復帰する気運が高まってきた矢先にとられた措置」となっている。

<sup>32</sup>日産労組が分会に対して「再質問」を行ったり、「職場で一部常任委員が『返す必要ない』などと宣伝している事実を知り」(労働省, 1955b, p.869)、この三者の連名による質問状となった。

2月16日	分会が日産労組に協議を申し入れるが、日産労組側は「和戦両様のやり方はとらないときめた、よって返済について具体的に話合う事は行わない」と回答。
2月5日 2月	分会、日産労組組合員68名に対する支払い命令を簡易裁判所に申請。分会、『物をいう』と題するピラの第1号を発行（以後、『日産アピール』と改題されて55年6月中旬の第74号まで発行）。
3月29日	日産労組、販売店や関連協力工場の労組を集め自動車労連結成準備会を発足させる。
4月11～14日	全自、第7回定期大会：「借金取り大会」。
5月24日	総評、幹事会にて「日産争議資金の援助について」を決定。
6月1日	トヨタ労組の林田委員長、全自第22回中央委員会において「これまでの日産融資処理方針をすべて撤回し」、「第二組合の申し入れをすべて受けいれ話し合い入るべき」だと提案。
6月15日	日産労連、第二回定期大会：「自動車労連結成は全自解体の道であり、日産分会吸収の一環である。トヨタ、いすゞと連携を強化し、労連結成後は全労を志向する」との方針決定。
9月10日	全自、中央委員会で日産分会に裁判の取り下げ、債権の全自委譲などを要求。
9月20～21日	全自第25回中央委員会：トヨタ、いすゞが日産分会の除名を提案。除名動議を取り上げるかどうかを採決し、否決される。 全国中小分会のグループが30円カンパなど条件付で裁判取り下げをすることを提案し、決定。日産分会もこれを了承。
9月28日	分会、一般投票で裁判取り下げを拒否（裁判取り下げ賛成59、反対320）。
10月6日	全自本部、第26回中央委員会で「日産分会除名」を提案。賛成12、反対7、保留8で否決。
10月20日	全自本部、日産分会から労金への債権譲渡を完了。
10月29日	会社側、企業合理化の一環として待命制度の導入を両組合に提示。 <sup>33</sup> 。
11月6日	分会側、会社の配置転換が不当労働行為だとして「配転取り消し、現職場復帰」を求めて神奈川県労委に申立 <sup>34</sup> 。
12月1～2日	全自、臨時大会：全自解散を決定。
12月3日	分会、前年12月の懲戒処分やその後の配転・準降職処分等について分会に対する弾圧行為だとして神奈川県労委に申立 <sup>35</sup> 。
1955年 1月	会社側、「従業員待命規定」を施行 <sup>36</sup> 。

<sup>33</sup> 広辞苑によると待命とは「官吏・軍人などが本官にありながら一定の職務に従事していないこと」を意味し、「待命休職」は「公務員の人員整理の手段として、退職を前提とする待命期間を設け、その期間中は休職給を支給する制度」である。ここで会社側の提示した「待命制度」では、ほぼ「待命休職」と同じことを意味し、「待命」を命じられたものは6カ月間6割の待命手当を受け、6カ月後には自然退職とするという制度であった（飯島、1993、p.324～330、神奈川県労委、1958、p.112）。但し、日産の待命制度については争議「解決」後、また全自解散後ということもあり、これに触れた文献は少数にとどまり、正確な条文等については現時点で知り得ていない。

神奈川県労委（1958、p.112）によると、分会は待命制度の導入に反対し、日産労組は賛成した。なお全自中央執行委員会の1954年11月30日付の「解散を提案するに当たって」と題する文書に「すでに日産の待命制度によって、ナシ崩しの首切りが行われようともしている」との一文がある（労働省、1955b、p.881）。

<sup>34</sup> 神奈川県労委（1958、p.112）による。

<sup>35</sup> 神奈川県労委（1958、p.112）による。

<sup>36</sup> 神奈川県労委（1958、p.112）、神奈川県評（1983、p.32）による。



7月10日	日産分会、『労働者のグループ、職場と地域で統一行動のために』と題したパンフレット発表。
初夏	分会事務所、各工場から締め出される。本部は新子安駅近くに仮小屋を建設し、そこに移る <sup>37</sup> 。
11月6日	会社側、分会員8名（他に無所属者3名）に対して待命辞令を行う（第一次待命通告）。
11月22日	分会、8名の待命取り消しなどを求め神奈川県労委に申立。
1956年	
2月6日	会社側、分会員13名に対して待命を命じる（第二次待命通告） <sup>38</sup> 。
4月2日	分会側、第二次待命通告を不当労働行為だとして神奈川県労委に申立。
4月25日	神奈川県地方労働委員会、益田哲夫らの提訴を棄却。
7月24日	日産労組、分会員に対して分会を脱退し、日産労組に合流するよう勧告。
8月13日	益田組合長、日産労組に分会員の一括加盟など6項目の申し入れ。
8月22日	益田組合長、宮家自動車労連委員長と第一回目の会談を行う。
8月28日	分会員、日産労組へ一括加入願を提出。
8月30日	分会の解散日付 <sup>39</sup> 。
9月1日	分会、総会を開催し、8月30日付けでの解散を決定。
9月13日	分会解散。
9月19日	益田組合長、分会員の加入願、添付書、自己批判書を日産労組に一括提出 <sup>40</sup> 。
9月22日	分会側、神奈川県労委への申立を一括して取下げる <sup>41</sup> 。
11月20日	神奈川県簡易裁判所で益田哲夫以下37名（解雇、待命退職者など）と会社側が和解。

#### 参考文献

飯島光孝（1993）『朝、はるかに』門土社

飯島光孝（2001）『お空の中ほど』門土社

神奈川県地方労働委員会事務局編（1958）『昭和三十一年度 神奈川県地方労働委員会年報』

神奈川県地方労働委員会事務局編（1965）『神奈川県労委 不当労働行為事件命令集（昭和21年～昭和40年）』

神奈川県地方労働組合評議会（1983）『神奈川県労働運動史』第三巻

神奈川県労働部労政課編（1959）『神奈川県労働運動史（1952～56）』

上井喜彦（1994）『労働組合の職場規制』東大出版会

<sup>37</sup> 飯島の証言によると土地と小屋は会社から供されたとのことである。

<sup>38</sup> 神奈川県労委（1958, p.112）による。日産（1965）には「会社の待命規程にもとづき待命を通告されていた従業員20名は待命期間が満了して退職となり、これを不満として同人たちは横浜地方裁判所と神奈川県地方労働委員会に提訴していた」とあるが、正確をきすならば分会員で待命を命ぜられたのは合計21名で、うち20名が不当労働行為で救済申立をしていたこととなる。

なお待命が通告された時期の景気動向は不明であるが、その直後の「本年（1956年：引用者注記）四月以降急速増産の方向にあり、臨時入夫、学生アルバイトを雇入れる」状況となっており、分会も待命者の「アルバイト利用」について申入れる団交を要求するとともに、団交開催の斡旋について神奈川県労委に申し出ている（神奈川県労委, 1958, p.73）。

<sup>39</sup> 益田哲夫による8月28日付「受諾に関する覚書」には「分会の実情により解散は九月十三日、解散日付は八月三十日とする」（日産労連, 1992, p.336）という不自然な付記がある。日産労組側が自らの結成記念日である8月30日に、分会の解散日をあわせることにこだわった可能性がある。

<sup>40</sup> 日産労連（1992c, p.337）による。日産（1965, p.305）では「9月13日、旧日産分会長益田哲夫は、残留員全員70名の加入を日産労組に申し込み」となっている。

<sup>41</sup> 神奈川県労委（1958, p.112）による。

熊谷徳一・嵯峨一郎 (1983) 『日産争議 1953』 五月社  
佐藤浩一編 (1976) 『戦後日本労働運動史』 上 五月社  
参議院 (1953) 『第 16 国会 労働委員会議事録』 九月十一日  
衆議院 (1953) 『第 16 国会 労働委員会議事録』 九月四日  
全日本自動車産業労働組合日産自動車分会 (1953) 『自己批判書 (案)』  
日産自動車株式会社総務部調査課編 (1965) 『日産自動車三十年史』  
日産自動車株式会社調査部 (1983) 『21 世紀への道 日産自動車 50 年史』  
日産労連運動史編集委員会 (1992a,b,c) 『全自・日産分会』 上・中・下  
林信雄 (1959) 「労使関係の展開の一齣：地労委十年と私と世の動き」 『横浜市立大学論叢』 (社会科学系列) 第 11 巻第 1 号  
法政大学大原社会問題研究所 『労働年鑑 各年版』 時事通信社  
益田哲夫 (1954) 『明日の人たち』 五月書房  
労働省編 (1955a) 『資料労働運動 昭和 28 年』 労務行政研究所  
労働省編 (1955b) 『資料労働運動 昭和 29 年』 労務行政研究所

作成：吉田 誠